

平成 26 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

[監査結果に基づく措置]

| | | | |
|-----------|-------------------|-------|---|
| 市 民 部 | 文 化 財 課 | | 1 |
| 都 市 整 備 部 | 動 物 園 | | 1 |
| | 公 園 課 | | 2 |
| 土 木 部 | 北 土 木 整 備 事 務 所 | | 2 |
| 浜 北 区 役 所 | ま ち づ くり 推 進 課 | | 3 |
| 天 竜 区 役 所 | ま ち づ くり 推 進 課 | | 3 |
| | 佐 久 間 協 働 セ ン タ ー | | 4 |
| | 水 窪 協 働 セ ン タ ー | | 5 |

監査結果に基づく措置

市民部

<財務監査>

文化財課

【指摘事項】(指摘年月日：平成26年2月19日)

はままつ石塔めぐり等の文化財ブックレットほか文化財地図等の販売を行っているが、販売ごとに納入員領収書を作成することなく、一日分をまとめて作成している。

【措置】(報告年月日：平成26年2月27日)

平成25年11月12日受付分以後、納入員領収書につきましては、販売ごとに作成することといたしました。

今後、納入事務については、浜松市会計規則に基づき、適正な事務処理をまいります。

都市整備部

<財務監査>

動物園

【指摘事項】(指摘年月日：平成25年2月20日)

平成23年度浜松市動物園イベント開催事業委託について、業務仕様書が作成されていない。

【措置】(報告年月日：平成26年1月23日)

平成25年度浜松市動物園イベント開催事業委託について、業務内容を示した業務仕様書を作成し、契約書に添付しました。

今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。

公園課

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日）

平成 23 年度遠州灘海浜公園外公園メリケントキンソウ駆除業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務計画書が提出されていない。

また、同項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

【措 置】（報告年月日：平成 26 年 2 月 25 日）

平成 25 年度遠州灘海浜公園外公園メリケントキンソウ駆除業務委託について、契約書及び仕様書で規定している業務計画書の提出を受け、その内容を確認しました。

また、契約書等も見直し、業務責任者については委託業務着手届の様式に業務責任者欄を設ける変更を行うとともに、従事者数については届出を要しないこととしました。

今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。

土 木 部

<財務監査>

北土木整備事務所

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日）

平成 23 年度北区雪氷対策(浜松北第 1 工区)業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 4 号に規定する従事者数の届け出がされていない。

【措 置】（報告年月日：平成 26 年 1 月 23 日）

平成 25 年度雪氷対策業務委託について、契約書で規定している届出等の提出を受け、その内容を確認しました。

今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。

浜 北 区 役 所

<公の施設の指定管理者監査>

まちづくり推進課（株式会社なゆた浜北・日本管財株式会社グループ）

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 22 年 2 月 19 日）

駐車場の利用料金について、なゆた・浜北の住宅に居住する者に限り、1 月当たり 4,000 円の定期駐車券を発行しているが、この定期駐車券の発行等について、浜松市なゆた・浜北条例に規定されていないので、条例の整備をされたい。

【措 置】（報告年月日：平成 26 年 3 月 31 日）

浜松市なゆた・浜北条例第 13 条に、指定管理者は、なゆた・浜北の住宅に居住する者に対し、定期駐車券を発行することができる旨の条文を追加し、その月額利用料金を別表第 2 で決めました。

天 竜 区 役 所

<財務監査>

まちづくり推進課

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 26 年 2 月 19 日）

平成 24 年度天竜区文化振興事業業務委託について、業務委託仕様書の事業概要には、龍山ふれあい文化祭開催など催しの名称が記載されているのみであり、具体的な委託業務内容が記載されていない。

【措 置】（報告年月日：平成 26 年 2 月 27 日）

平成 25 年度天竜区文化振興事業業務委託について、業務仕様書及び業務明細書により具体的な委託業務内容を明記しました。

今後、業務委託について適正な事務処理をしてまいります。

佐久間協働センター

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 26 年 2 月 19 日)

市有財産貸付契約に基づく平成 25 年度佐久間協働センター建物貸付料 4 件、2,581,209 円について、貸付期間開始日である平成 25 年 4 月 1 日に収入調定すべきところ、同年 9 月 6 日に収入調定している。また、歳入科目は財産収入とすべきところ、使用料及び手数料としている。

【措 置】(報告年月日：平成 26 年 4 月 11 日)

平成 26 年度分については、平成 26 年 4 月 1 日に財産収入として収入調定しました。

なお、平成 25 年度の歳入科目については、平成 26 年 2 月 25 日付けで科目更正し、財産収入としました。

今後は、浜松市会計規則に基づき、適正な事務処理をまいります。

<財政援助団体監査>

佐久間協働センター(さくま国際交流音楽指導講座実行委員会)

・さくま国際交流音楽指導講座事業費負担金(平成 24 年度分)

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)

郵便料について(所管課に対するもの)

実行委員会が負担すべき郵便料について、一部市費により支出している。

【措 置】(報告年月日：平成 26 年 3 月 4 日)

指摘事項について確認を行ったところ、ウィーン交流コンサートの案内状郵便代 4,640 円(80 円×58 通分)を誤って市費から支出していました。

このため、さくま国際交流音楽指導講座実行委員会に対して、平成 26 年 2 月 17 日付けで、市費から支出した郵便代相当額の請求を行い、平成 26 年 2 月 18 日に一般会計への納入を確認しました。

水窪協働センター(みさくぼ祭り実行委員会)

・みさくぼ祭り開催事業費負担金(平成 24 年度分)

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)

リーストイレの汲み取り料について(団体に対するもの)

みさくぼ祭りでは12基のトイレをリースにより設置しているが、その汲み取り料について、同時に開催された負担金対象事業外の花火大会用に設置したトイレ1基分を含めた、13基分を支出している。

【措 置】(報告年月日：平成 26 年 3 月 19 日)

指摘事項について、みさくぼ祭り実行委員会に対し指導を行った結果、次のとおり是正の報告があり、その内容を確認しました。

平成 25 年 11 月 26 日に花火大会会計から汲み取り料1基相当分、6,800円を受領し、みさくぼ祭り実行委員会会計に収入しました。

今後会計処理について、チェック体制を強化し適正な事務処理を実施してまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)

みさくぼ祭り祭典規約について(団体に対するもの)

現在の規約は、みさくぼ祭り全体の規約になっているので、浜松市負担金の対象となる仮装コンクール・写真コンテストに係る規約を整備されたい。

【措 置】(報告年月日：平成 26 年 3 月 19 日)

指摘事項について、みさくぼ祭り実行委員会に対し指導を行った結果、次のとおり是正の報告があり、その内容を確認しました。

新たに仮装コンクール・写真コンテストに係る「水窪仮装コンクール実行委員会」を創設するため、同委員会規約を策定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行することといたしました。